

# 「移転価格事務運営要領」(事務運営指針) の一部改正について(金融取引) —インバウンド企業のケース—

July 2022

## In brief

国税庁は、2022年6月10日付で、「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)を一部改正しました(以下、「改正指針」)。改正の趣旨は「金融取引及び費用分担契約に係る取扱い等について所要の整備を講ずるものである。」とされています。

多くの外資系企業の日本子会社(インバウンド企業)が、海外本社あるいはアジア地域統括会社からの金銭の借入取引を行っています。そこで、本ニュースレターでは「金融取引」に係る改正部分の内容について、外資系企業へ与える影響が大きい金銭の借入取引に焦点をあてて、解説します。

## In detail

### 1. 改正部分の全体像(金融取引)

本改正は主に第3章「調査」のセクションが対象となっています。まず、(調査の方針)3-1(柱書)が加筆修正されています。これは、2017年のOECD移転価格ガイドライン(その後2022年1月に金融取引を対象とする第10章を追加するなどして公表されたものです。以下、「OECD移転価格ガイドライン」)で導入された「実際に行われた取引の正確な描写」や「商業上の合理性基準」といった独立企業原則適用のための新たな指針を反映したものであると考えられます。続けて、(金融取引)3-7が大幅に加筆修正されています。ここでは、上記3-1の柱書に掲げた調査の基本方針に沿う形で、改めて3-7(柱書)において金融取引における調査の基本方針という形で落とし込んでいます。

また、3-8では、従前記載されていた(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)が全面的に削除されるとともに、新たに(金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項)が追加されています。従前は、特に金銭の貸借取引については、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用を前提として、以下の順番で比較対象取引の適用を検討する旨が明示されていました。

- ① 借手の調達金利 → ②貸手の調達金利 → ③国債等の運用利率

今回の改正では、上記の従前掲げられていた比較対象取引の選定・適用のための具体的な検討手順は削除されました。代わりに、措置法66条の4第2項に規定する「最も適切な方法」に拠ることとされました。

## 2. 国外関連者からの金銭の借入取引への影響

外資系企業にとって、特に大きな影響があると考えられるのが、国外関連者からの金銭の借入取引です。従来は、3-8において、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用を前提として、(1)借手の調達金利、(2)貸手の調達金利、(3)国債等の運用利率の順番で適用を検討する旨の記載がありました。

そのため、税務調査において国外関連者との金銭の借入取引に係る金利の設定について質問を受けたときには、多くの外資系企業が、「貸手(例:海外の親会社)の調達金利に、若干の金利が上乗せされて、日本子会社に利息が請求されてきている」といった説明を行っていました。これは、3-8の二番目に適用が検討される「貸手の調達金利」を基礎とした説明に該当します。ところが、今回の改正指針では、金融取引の対価の額が、「最も適切な方法」により算定されているのか検討することになったため、「貸手の調達金利」を基礎とした説明だけでは、その方法が最も適切な方法に該当するかどうか税務当局は判断ができず、説明が不十分であると認定される可能性が高まったと言えます。

## 3. ローカルファイルにおいて求められる対応

### (1) 金融取引に係る文書化の必要性

外資系企業の日本子会社が、ローカルファイルを準備していても、本業に関連する無形資産取引・棚卸資産取引・役務提供取引のみを文書化の対象として、金融取引(海外親会社・アジア地域統括会社からの金銭の借入取引等)を文書化の対象外としている会社が多数派でした。また、税務調査においても、従来は金融取引が議論の焦点になることはあまり多くはありませんでした。しかしながら、改正指針では、金融取引の独立企業間価格の算定方法が、OECD 移転価格ガイドラインを踏まえて、整理されたことから、今後の外資系企業の税務調査においても、金融取引が精査の対象になるケースの増加が予測されます。税務調査が開始されてから、取引の正確な描写を行い、かつ、その金利が独立企業原則を踏まえて設定されている旨の回答文書を作成することは現実的には難しく、事前の文書化が必要です。

### (2) 取引の正確な描写の必要性

今回の改正指針では、2017年に改正されたOECD 移転価格ガイドラインにおける独立企業原則の適用のための指針(同ガイドライン第1章セクションD)が反映されています。特に、同ガイドラインでは、「比較可能性分析」を独立企業原則の適用における核心であると位置づけています。その上で、比較可能性分析を行うためには関連者間の取引が正確に描写される必要があります。そのためには関連者間の商業上又は財務上の関係等(契約条件、機能・リスク、資産や役務の特徴、経済状況、事業戦略)が特定されなければならないとしています(パラグラフ1.33)。また、独立企業であれば、関係会社間取引以外の合理的な他の選択肢の条件と比べて、当該関係会社間取引の条件設定を行うはずであり、このような商業上の合理性基準も考慮して、問題となっている関連者間の取引が正確に描写されなければならないとしています(パラグラフ1.38)。

3-7(柱書)も、3-1(柱書)と同様に、金融取引について調査を行う場合には、「措置法通達66の4(3)-3(※1)に掲げる諸要素等に基づいて、当該金融取引の通貨、時期、期間その他の当該金融取引の内容等を的確に把握し、移転価格税制上の問題の有無を検討する。」といった記載となっています。金融取引においても、比較可能性分析・検証を合理的に行うための「取引の正確な描写」が強調されていることがうかがえます。

※1 措置法通達66の4(3)-3では、「措置法第66条の4の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かにつき国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する場合には、例えば、法人、国外関連者及び非関連者の事業の内容等並びに次に掲げる諸要素の類似性を勘案することに留意する。」とされています。

- (1) 棚卸資産の種類、役務の内容等
- (2) 売手又は買手の果たす機能
- (3) 契約条件
- (4) 市場の状況
- (5) 売手又は買手の事業戦略

なお、「取引の正確な描写」は、取引の内容やその特徴を、その契約条件、当事者の機能リスク、資産・役務の特徴(金融取引においては当該取引や金融商品の特徴)、経済状況、事業戦略といった観点から多面的且つ的確に把握して、比較可能性分析に役立てることにその目的があると考えられます。よって、取引の実質に基づき、あるいはいたずらに取引を引き直した課税が想定されているものではないと考えられます。例えば国外関連者間で実行した金融取引の諸条件が、第三者間では見られない、あるいは著しく合理性を欠くような場合(例えば資金需要に見合わない借入期間の設定、将来予測キャッシュフローに基づけば返済不可能であるような借入期間や、約定返済等の諸条件の設定など)には、それらの諸条件を適正な条件に引き直し、独立企業間価格の算定が行われる可能性もあると思われるため、留意が必要です。

### (3) 比較対象取引の選定の必要性

指針の改正に伴って、国外関連者からの金銭の借入取引に係る金利の妥当性の説明にあたっては、十分な分析をしないで従来型の説明(貸手の調達金利に若干の金利上乗せ)をするだけでは、税務当局から認められない可能性が高いと言えます。今後は、比較対象取引の分析を踏まえた金利設定の妥当性の説明がより多くのケースで求められると考えられますが、こうした分析においては、取引の当事者(例:金銭の貸借取引における借手)の信用力の考え方方が重要となります。改正指針では信用力の考え方方が、以下のように整理されています。

改正指針3-8(2)では、金融取引における移転価格の検討にあたり考慮すべき比較可能性の要素としての(借手又は被保証者の)信用力について、「当該当事者の信用格付けその他の信用状態の評価の結果を表す指標を用いることができる」とされました。基本的には、外部格付機関が公表する格付符号に相当するものを用いることになると想定されます。しかしながら、企業グループの本社以外の国外関連者が外部の格付機関から信用格付けを取得していることは極めて稀です。したがって、納税者においては、何らかの方法により、信用格付けを合理的に算出する必要があります。これらの回答から、実務上は、以下のアプローチの想定が考えられます。なお、現実的には、事業会社で②の方法を用いることは困難ですから、①または③(あるいは併用)の方法が考えられます。

- ① 格付機関の財務ツールを利用して借手のデフォルト確率を算出して格付けを導き出す手法
- ② 格付機関が公表する格付け手法に基づいて、独自に定性・定量分析を行い、格付けを導き出す手法
- ③ 格付機関が公表するグループ格付け手法などに基づいて定性的に格付けを導き出す手法

続けて、改正指針3-8(2)では、(借手又は被保証者等の)当事者の信用格付けが、企業グループに属している事実のみを理由として、高い格付けを与えられるような場合においては、そのようないわゆる暗示的な信用補完効果についての対価性を否定しています。さらに、改正指針では、当事者の信用格付けを検討するにあたり、上記の企業グループに属することによる効果を考慮に入れた上で、そのような「付隨的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付け等を基に判断することに留意する」としています。これら借手の格付評価にあたっての基本的指針は、OECD 移転価格ガイドライン 2022年版(パラグラフ7.13、10.62)とも整合するものであり、合理的であると考えます。一方で、実務の観点から、例えば第三者間であれば、当事者が企業グループに属することによる追加的な信用力というものをどのように評価しているのかを突き止めることは困難です。

したがって、実務上は、格付機関などが公表するグループ会社の格付手法などに依拠せざるを得ません。例えば、単独格付を合理的に導き出した上で、それらの格付手法に基づき格付けを上方修正する、あるいはグループ全体の格付けを出発点としてそこから下方修正していく、といったような対応が考えられます。

特に、国外関連者に支払う金利が高めに設定されているケースについては、今後は改正指針・OECD 移転価格ガイドラインの考え方に基づいて多国籍業グループの親会社の信用格付けとの関係性を適切に考慮しないと(グループに属する利益を考慮しないで、借手である日本子会社の信用力を単体で非常に低く設定していると)、税務調査で指摘される可能性は高まっていると言えます。

## The takeaway

改正指針は、全体としては、想定どおり OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版を踏襲する内容となっています。金銭の借入取引を中心に、多くの外資系企業にも影響があり、今後の税務調査では金融取引が精査の対象になるケースが増加すると予想されることから、文書化対応が必要になります。

なお、本改正は、「法人の令和 4 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査については、なお従前の例による。」とされていますので、3 月期決算の法人であれば、2024 年 3 月期から、12 月期決算の法人であれば、2023 年 12 月期から適用になります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

#### 東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区  
大手町一丁目 2 番 1 号  
Otemachi One タワー

#### 大阪事務所

〒530-0011  
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20  
号  
グランフロント大阪 タワー A 36 階

#### 名古屋事務所

〒450-6038  
愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目  
1 番 4 号  
JR セントラルタワーズ 38 階

#### パートナー

早川 直樹

#### パートナー(大阪)

池川 恭史

#### パートナー

水島 吾朗

#### シニア・マネージャー

佐伯 拓也

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.